

第7回延岡市農業委員会会議録

(平成29年12月22日)

1. 開催日時 平成29年12月22日(金) 午後3時00分から午後4時00分
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 19名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	原田博史	2	甲斐壽徳	3	井本みつよ
4	柳田慧子	5	松下康廣	6	織田竜二
7	安藤重徳	8	高橋正二	9	阿波野修一
10	片伯部芳徳	11	吉本尚人	12	田口正幸
13	松田宗史	14	大戸孝一	15	遠田祐星
16	佐藤純子	17	牧野博文	18	花畑志良一
19	菊池光雄				

4. 欠席委員 0名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 19名

出席推進委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	佐野栄一	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5		6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	榎本毅	9	
10	矢山慶夫	11	田中昇	12	甲斐安太郎
13	岩切健	14		15	福谷洋朗
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19	山本光公	20		21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 36 号 農地法第3条の規定による使用貸借権の設定について
 議案第 37 号 農地法第3条の規定による所有権の移転について
 議案第 38 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権)
 議案第 39 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・JA)
 議案第 40 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
 議案第 41 号 農用地利用集積計画の決定について (所有権)
 議案第 42 号 農地法第5条許可申請について
 議案第 43 号 農地あっせん委員の指名について

- 報告第 20 号 農地法第5条届出について
 報告第 21 号 農地法第4条届出の取り下げについて
 報告第 22 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第 23 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

- 協議第 8 号 延岡市農業振興地域整備計画変更に係る意見について
 協議第 9 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	鬼塚 重敏	局長補佐兼 農地係長	甲斐 武親	副主幹兼 農政係長	佐藤 英男
主 査	黒木 政良	総合農政課 主任主事	茂谷 龍馬	総合農政課 主任主事	市來 幸司
総合農政課 主任主事	川崎 秀樹	北浦産業建設課 専門主事	高橋 修	北方産業建設課 主事	甲斐 伊織

8. 会議の概要

議 長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>今年もあと1週間となりました。今年の夏は異常気象と言われ非常に暑い夏でしたが秋になりまして秋雨前線が停滞したりいろいろと大変な年であったと思います。新体制になりましてちょうど5ヶ月となりまして、今日は久しぶりに農地利用最適化推進委員の方にもお集まりいただきました。私も県内の会長さん達と会議等で同席することがありましてお聞きしますとその市や町で会のあり方が違っております。どちらがいいのかわかりませんが、推進委員の方の出席状況を見ますと、顔をほとんど出されない方もおられますが、こういう席に必ず推進の方が出て、採決権はなくてもこういう場で意見を述べられるという市町もありました。また一緒に同席しない場合は事前に議案集を推進委員の方全委員にお配りして情報を交換しておくという市町もありますので、今後も皆さんと話し合っていくといいかなと思っております。</p> <p>それでは、ただ今から第7回 延岡市定例農業委員会を開催いたします。事務局より出席確認の報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>それでは事務局より報告いたします。</p> <p>委員総数19名中19名の出席を得ております。従いまして農業委員会に関する法律並びに延岡市農業委員会規則第11条の規定による過半数に達しているので、本会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
議 長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号7番 安藤重徳委員と委員番号14番 大戸孝一委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>本日の予定ですが、議案第36号の農地法第3条の規定による使用貸借権の設定についてから議案第43号 農地あっせん委員の指名についてまで議案8件、報告案件が4件、協議案件が2件となっています。</p> <p>それでは議案第36号 農地法第3条の規定による使用貸借権の設定について提案いたします。整理番号1番について委員番号5番 松下康廣委員より説明をお願いいたします。</p>
松下委員	<p>委員番号5番の松下です。よろしく願いします。議案第36号整理番号1番につきましてご説明いたします。農地の所在地は北浦町、田が9筆7,936㎡、畑が2筆902㎡合計11筆8,838㎡です。貸人は北浦町在住の方、借人は同じく北浦町在住の43歳の男性です。土地使用貸借契約で契約期間は許可後10年間です。借人の経営状況は7,992㎡、労力は2人、理由は後継者への経営移譲です。12月16日土曜日に私と山本推進委員と借人で現地調査を行いました。面的な農地の利用状況と賃借状況を確認いたしました。地域との調和要件につきましては問題ありませんでした。貸人は78歳と高齢で農業を続けることができないということで後継者である息子さんに経営移譲することになったようです。借人は地域の担い手であり水稻、飼料稲作、WCS、ハウス野菜、しきみ等の生産農家であり、農業者経営移譲年金の関係で2回目の契約更新であるということです。農業に対する意欲経験等以十分であり、特に問題はないと思われしますのでご審議の程よろしく願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>事務局の甲斐です。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査をしております。整理番号1番につきましては問題ありませんでした。第7号につきましては、ただ今、松下委員より説明及び</p>

	<p>現地調査の結果報告がありました。地域との調和要件など問題ないということなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、松下委員と事務局の説明が済みました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>はい。花畑委員。</p>
花畑委員	<p>委員番号18番の花畑です。</p> <p>状況が7,992㎡ですが、今度借りる面積が8,838㎡となっていますが、少なすぎるのではないですか。</p>
議 長	<p>今の意見について。</p>
事 務 局	<p>確かに数字が違います。即答できませんので、台帳を確認してのちほど回答したいと思います。</p>
花畑委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>この件について、他に質問はありませんか。それでは議案第36号につきましては、のちほど採決ということにさせていただきます。</p> <p>続きまして議案第37号 農地法第3条の規定による所有権の移転について提案いたします。整理番号1番について委員番号16番 佐藤委員より説明をお願いいたします。</p>
佐藤委員	<p>委員番号16番の佐藤です。整理番号1番につきまして説明いたします。所在地は松山町、田が256㎡です。譲渡人は松山町の方で譲受人も松山町の方です。この土地は10年前から譲受人が耕作していて、256㎡という小さいところですがその隣が譲受人の田ということで10年間耕作しておりました。この土地は湿地帯でなかなか売れるにも売れないということで贈与ということになりました。12月16日、私と譲受人の方と推進委員の黒田さんと調査してまいりました。地域との調和要件につきましては問題ありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして整理番号2番については委員番号5番 松下委員より説明をお願いいたします。</p>
松下委員	<p>委員番号5番の松下です。整理番号2番につきましてご説明いたします。農地の所在地は北浦町、畑が1筆605㎡です。譲渡人は富美山町在住の方、譲受人は北浦町在住の43歳の男性です。農地法第3条の規定により所有権の移転ということです。譲受人の経営状況は先程の議案第36号の方と同一人物ですが7,992㎡で、労力は2人です。理由は経営規模拡大ということです。12月16日、私と推進委員の山本さんと譲受人で現地調査を行いました。面的な農地の利用状況等につきまして確認いたしました。地域との調和要件につきましては何も問題ありませんでした。譲渡人は富美山町在住の83歳の高齢の方ですが元々北浦町三川内出身の方でこの農地につきましては10数年前に隣接農地の所有者と等価交換した農地とのことで未登記であったため今回隣接農地所有者の後継者であります農業経営者に無償譲渡ということになったようです。譲受人は地域の担い手であり同じく水稲、飼料WCS、ハウス野菜、しきみ等の生産農家であります。今後も規模を拡大したということで農業に対する意欲経験等十分であり特に問題はないと思いますのでご審議の程よろしくをお願いいたします。以上です。</p>

議 長	ありがとうございました。次に判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事 務 局	それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで、2件とも問題ありませんでした。第7号につきましては、ただ今、佐藤委員と松下委員より説明及び現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題ないとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。
議 長	はい。先程の面積の件についてお願いします。
事 務 局	では、議案第36号に戻っていただくこととなりますが、調べてみたら、北浦とか北川でよくあることですが、面積の8,838㎡というのは登記簿上の面積になります。権利設定をする場合には登記簿上の面積を表記することになっておりますので、この方を持っている実際の面積は8,838㎡ということになります。どうして7,992㎡になっているかということ固定資産税もなのですが、現況面積を地籍調査が終了するまで元の面積で課税していくということがありますのでこちらの台帳の面積もそれに連動していますので少ない方の面積の表示になっています。地籍調査が終了次第、面積は8,838㎡になると思われます。以上です。
議 長	花畑委員、よろしいですか。
花畑委員	はい。
議 長	それでは、まず、議案第36号の使用貸借権の設定についての採決をしたいと思いますがよろしいでしょうか。議案第36号につきまして、承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	はい。ありがとうございます。全員一致でございますので承認させていただきます。続きまして議案第37号の農地法第3条の規定による所有権の移転につきまして採決したいと思いますがよろしいでしょうか。議案第37号につきまして、承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	はい。ありがとうございます。全員一致でございますので議案第37号につきましても承認させていただきます。続きまして議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは議案第38号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案書は6ページとなります。貸し人は4名持ちの共有者で借り人は富美山町在住の男性です。農地の所在は鹿狩瀬町で田が3筆の合計6,672㎡となっております。契約内容は5年の賃借権で計画内容につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長	はい。事務局からの説明が済みました。ここで審議をお願いいたします。 ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。 何かございませんか。
委 員	異議なし
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認させていただきます。 続きまして議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は延岡農業協同組内分です。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。議案第39号 農用地利用集積計画（JA延岡分）について説明いたします。議案書は8ページとなります。貸し人や借り人等の詳細については議案書に記載のとおりで契約内容は3年から5年の賃借権となっております。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議 長	はい。事務局からの説明が済みました。ここで審議をお願いいたします。 ご意見、ご質問等はございませんか。 何かございませんか。
委 員	異議なし
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認させていただきます。 続きまして議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は農地中間管理機構分です。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。議案第40号 農用地利用集積計画（農地中間管理機構分）について説明いたします。議案書は10ページから12ページとなります。貸し人の詳細については議案書に記載のとおりで借り人は公益社団法人宮崎県農業振興公社となっています。契約内容は10年間の賃借権若しくは使用賃借権です。この案件は中間管理機構である宮崎県農業公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議 長	はい。事務局からの説明が済みました。ここで審議をお願いいたします。 ご意見、ご質問等はございませんか。 何かございませんか。

委員	異議なし
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認させていただきます。 続きまして議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は所有権移転分です。それでは、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第41号 農用地利用集積計画（所有権移転分）について説明いたします。議案書は14ページとなります。譲渡人、譲受人、農地の所在や契約内容についての詳細については議案書に記載のとおりです。計画内容につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	はい。事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委員	異議なし
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認させていただきます。 続きまして議案第42号 農地法第5条許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。それでは整理番号1番について委員番号2番 甲斐壽徳委員より説明をお願いいたします。
甲斐委員	委員番号2番の甲斐でございます。1番の案件につきまして説明をいたします。農地の所在地が大貫町で田1筆726㎡のうちの363㎡が今回該当の面積になります。譲渡人である貸人が宮崎市在住の男性の方です。譲受人である借人が古城町のU株式会社です。着手は平成30年1月15日から平成30年3月31日までの2か月間ですが、工事用駐車場として転用したいという申請です。12月20日に事務局、県、山田推進員の5名で現地調査を行いました。現状のまま駐車場として利用するということですので何ら手を加えるということがありませんので周りの田んぼとかに影響はないと判断いたしました。賃貸借ということで譲渡人、譲受人で話が決まっているようですので何ら問題はないと思っております。皆様方のご審議をお願いいたします。
議長	ありがとうございました。続きまして整理番号2番について委員番号8番 高橋正二委員より説明をお願いいたします。
高橋委員	委員番号8番の高橋です。整理番号2番についてご説明いたします。所在は石田町4826番1、地目は畑、地籍は105㎡です。譲渡人は南一ヶ岡在住の方で、譲受人は石田町在住の方です。理由は資材置場ということです。12月20日に県の担当者、事務局2

	<p>名、甲斐安太郎推進委員と私とで現地調査を行いました。現地は次のページの地図No.2のとおりですが石田町の平田東九州病院の北西側にあります。地目は畑ですが現状は何も作付していない状況でした。譲受人は工務店を営んでいるため資材置場が必要になったとのことで今回の申請になったようです。隣接している土地についても境界はブロック等で対応しており周囲も田んぼもなく特に問題ないと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。また、譲受人は調査日に急用のため立会いができなかったのですがその後電話等で確認しましたのでよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、農地区分について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。事務局の黒木です。農地区分について説明いたします。整理番号1番につきましては、概ね10ha以上の広がりのある農地に接する農地ということで第1種農地となっております。第1種農地の転用につきましては原則不許可となっておりますが、一時転用ということで原状回復を条件に許可相当となっております。整理番号2番につきましては、延岡南インターチェンジの入り口より半径300mの範囲内ということで第3種農地となっております。このことから2件とも立地基準に問題はありませんでした。また他法令と照らし合わせても一般基準に問題ありませんでした。あと排水計画についてもしっかりしており周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員と事務局より説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問等はありませんか。</p>
菊池委員	<p>はい、菊池委員。</p>
菊池委員	<p>はい。2番の着手期間ですが2月10日から2月25日の15日間くらいですがこれで十分なのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>はい、お答えします。計画書には資材置場ということになっておりますのでそのまま使用するという事なので問題はないと思います。 今耕作はしていないのですが畑の様子を呈していますが資材をそのまま置くということだったもので期間的にも問題はないと判断しました。</p>
菊池委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>はい。他にはございませんか。 異議なしということでございます。ただ今、出された意見につきましては、意見書に記載のうえ、県に進達いたします。 続きまして、議案第43号 農地あっせん委員の指名について提案いたします。事務局と協議した結果、整理番号1番案件につきましては、委員番号13番 松田宗史委員と農地利用最適化推進委員 松田純二委員の二人に決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
松田委員	<p>はい。</p>
甲斐委員	<p>議長、いいでしょうか。</p>
議 長	<p>はい。</p>
甲斐委員	<p>これは、あっせん土地ということできているんですけど、これは中間管理機構に直接</p>

	<p>お願いをして中間管理機構にやってもらうという訳にはいけないのですか。その方が集積率もよくなるのではないですか。</p>
事務局	<p>中間管理機構に預けるという方法もありますが、中間管理機構は買い手が決まっていなくて受け付けてくれないので、貸し借りもですが、この売買についても買い手が決まっていなくて振興公社は受付をしてくれません。買い手が見つかっていれば中間管理事業の特例事業があるのでそれを使うという手もありますが、800万円控除とかそういったものは何も変わらないのでこのまま普通のあっせんをしても特に申請者に不利益を被るということもありません。中間管理機構に預けるには買い手が決まっておかないとだめということです。</p>
甲斐委員	<p>買い手を見つけて申請するということですね。</p>
事務局	<p>はい。そうです。</p>
議長	<p>田口委員、どうぞ。</p>
田口委員	<p>これは借り手が決まった場合は中間管理機構を通して進んでいくかは個人の、ということなのでしょうが今回は売りたいとおっしゃってるんですね。相手がいないということなので農業委員と推進委員の方に借り手側を探してもらうという形のことですね。そのあとは推進委員が中間管理機構を通したりしてそれから先のやり取りをするという話しになっていくのですね。</p>
事務局	<p>この案件については中間管理機構はあまり考えない方がよいと思います。というのが本人としてはほんとは売りたいけれどもなかなか買い手が見つからないだろうからそれまで貸しておきたい、仮に来年頃買いたいという人が出てきた時に中間管理機構に預けていれば10年間というのがありますので、そこで解約すればいいのかなとは思いますが、そういうこともありますので一般的なあっせんの申し出ということで受付をしているところです。</p>
田口委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。他にはありませんか。 なければ、以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について、事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明いたします。報告第20号農地法第5条届出についてです。議案書の21ページから23ページに記載されております。全部で24件の届出があり、田が7筆2,352㎡、畑が23筆6,266.61㎡、合計30筆8,618.61㎡の転用となっています。</p> <p>続きまして報告第21号農地法第4条届出の取下げについて説明いたします。議案書の25ページに記載されております。平成28年12月22日木曜日開催の第31回定例農業委員会で報告しました案件について長屋建住宅の建設を予定しておりましたが、土地所有者死亡により中止となったため、取下げが提出されております。報告第20号、21号ともに申請書類及び添付書類等に問題もなく、事務局長の専決により受理しております。</p> <p>続きまして報告第22号農地法第18条第6項の規定による通知についてです。この案件は合意解約の分です。議案書の27ページに記載されております。1件の届出があ</p>

	<p>り、田が1筆 991 m²となっております。</p> <p>続きまして報告第 23 号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。この案件は相続等の届出です。議案書の 29 ページから 30 ページに記載されております。4 件の届出があり田が 26 筆 14,367 m²、畑が 9 筆 2,280 m²、合計 35 筆 16,647 m²となっております。内容は記載のとおりです。また、現況が農地以外になっているところにつきましては、文書等で指導していきたいと考えております。報告は以上です。</p>
議 長	<p>事務局より報告がありました。報告内容についてご質問はございませんか。ございませんか。</p> <p>ないようでございますので続きまして先に協議第 9 号 農用地利用配分計画 (案) について総合農政課より説明をお願いいたします。</p>
総合農政課	<p>はい、総合農政課より協議第 9 号 農用地利用配分計画 (案) についてご説明します。議案第 40 号農用地利用集積計画の決定についての案件で提案された農地中間機構分の集積計画についてです。別紙様式第 7 号の 2 農用地利用配分計画 (案) にありますとおり田が 29 筆、畑が 1 筆、計 30 筆です。合計面積 27,526 m²について貸し手 11 名の 30 筆を受け手 4 名の配分で考えております。今回はすべて個別案件になります。重点実施地区での今回の配分計画は該当がありませんでした。以上です。</p>
議 長	<p>はい、協議第 9 号の説明が済みました。なにかご質問はございませんか。</p> <p>ないようでございますので続きまして協議第 8 号 延岡市農業振興地域整備計画変更に係る意見について総合農政課より説明をお願いいたします。</p>
総合農政課	<p>総合農政課の川崎です。今回除外の申請にあたっているのは 4 件です。まず 1 件目から説明させていただきます。場所が大野町 1399 と 1400 となっております。申請地は 33 ページの場所となっております。ここは農用地区域の端の部分に位置しており申請地の隣で現在野菜の出荷に係る作業等をしてはいますが車が入る部分がトラックが入る広さではないとのことからこの部分を通路と事務所、駐車場にして作業の効率を図る目的でございます。続きまして案件 2 です。場所は下三輪町 1181 の 2 でこの場所も案件 1 と同様に農用地区域の端の部分に位置しております。この場所につきまして物置と作業場にしたいとのことと申請者が現在トラクターを置く場所がないということがありまして申請書の方で除外したいということでした。続きまして案件 3 です。場所が上伊形 394 になります。この場所も農用地区域の端の部分に位置しております。この申請地の隣で事業をしております事業者の有限会社 K 工業の方がこの土地を利用して作業場の拡張と作業場で作業する方の宿舎にしたいということでの申請となります。続きまして最後案件 4 は住所が鹿狩瀬町 1592 の 38 の一部と 159 の 42 の一部になります。こちら地図を参照していただきますと事務所と申請地があると思えますが申請地の正面の土地、こちらは白地になりますがこちらに事務所を構える計画があつたのですが事務所の近くに工場を建設する必要があるということで正面の申請地を候補に入れたということです。この申請書も農用地区域の端の方の一部に位置しております。この場所での除外があつたとしても特に影響はないと考えております。以上 4 件になりますがご協議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>協議第 8 号の説明が済みました。なにかご質問はございませんか。</p> <p>はい、高橋委員</p>
高橋委員	<p>委員番号 8 番の高橋です。案件 3 番について確認をしたいのですが 35 ページの図面を見ますと東九州ネオンさんの裏の方で間違いはないですか、この土地は。</p>

総合農政課	はい、間違いありません。
高橋委員	この土地については長年にわたって農振を外してくれということで要望があったのですが目的がないということで外しかねるということで総合農政課の方もだいぶ大変なことだったと思うんですがこのようにこの土地周辺が今年も農地として作付をいざ行ってできなかったということが発生しましてこの近くの地権者の方もそういう要望が結構あるわけです。今回目的は宿舎ということになってはいますがそのような目的があればこのような結果、外すことができるのですね。
議長	はい、総合農政課。
総合農政課	はい、そちらにつきまして確かにこの場所につきましては以前から申請者というよりはこの土地の所有者の方が除外をして欲しいという話がありましてこちらとしましても目的無しでの除外はできないと説明はしてきておりましたが、ちょうど隣の申請者の方が土地を必要としていて今回話しに至ったというところがあります。この場所が農用地区域の端の方に位置しているということもありまして計画が妥当であるということと合わせて除外ができると判断しております。ですのでこの周辺の土地で確かに耕作をしていないという所はあるのですがその場所が例えば農用地区域の中心部であったりした場合は、たとえ計画があったとしても除外の見込みはないということになります。
議長	高橋委員。
高橋委員	中心部については特に外すということとはできないと思いますが、今ここが外されれば次は近いところ所から外していいのではないかと思ったものですから、それを確認しました。それでよろしいですね。
総合農政課	はい、大丈夫です。
議長	今の高橋委員の意見は私も危惧するところがあるのですが言葉は悪いですが担当者によってはかなり柔軟に対応できる場合が、そんな感じもするということも出てくるのかなという気がしますが、だんだん広がっていく心配がありますが農振は除外できないという何か基準がありますか。
総合農政課	その件につきまして別件で県と協議している案件がありますが市町村の方で現地を確認してその場所が農用地区域としてふさわしくない除外しても他の土地に影響がないと判断したとしても、具体的に言えば三面接続以上であれば除外できないという旨の達しが県の方からありました。その基準は絶対にはずれないということでしたので除外する上では必ず県の方に承認を得る必要がありますので、そこで担当者レベルで変わるということはないと考えています。
議長	はい、高橋委員よろしいでしょうか。他にはありませんか。 ないようなので以上を持ちまして第7回 定例農業委員会のすべてを終了いたします。皆様お疲れ様でした。
<p>次回定例農業委員会 1月26日(金) 午前9時30分～ 本庁舎 2階 講堂</p>	

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 原 田 博 史

7 番 安 藤 重 徳

14 番 大 戸 孝 一